

諮問庁：独立行政法人海技教育機構

諮問日：平成28年6月21日（平成28年（独情）諮問第49号）

答申日：平成28年10月11日（平成28年度（独情）答申第40号）

事件名：職員が起こした特定の事故に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書10（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表の「3 開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人海技教育機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年5月12日付け海総第20号の2による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求の理由について以下述べる。

ア 不開示にされた部分の記載について、氏名、住所等について個人に関する情報であるというが、機構との間でどのような関係の者か明確ではないし、氏名、住所等の等というのが何なのかも不明であることから、開示できないという主張は違法である。

イ 「懲戒委員会に関する議事内容等については、開示すると同委員会における審議に影響を及ぼす」というが、懲戒委員会は既に終了しているとみられるので、審議に影響を及ぼすとする理由はそもそも存在しておらず、違法である。

ウ 法人文書開示決定のなされた年月日は、平成28年5月12日であるが、平成28年5月20日付の海総第20号の決定により当該処分を取り消したとあり、取消しよりも前に開示決定がなされており、順番が本来の逆であることを明らかにする記載が海総第20号の2の法人文書開示決定通知書においてはなされているから違法である。しか

も、将来に取り消されたという記載は、その事実関係の表示として極めて不自然であり、事実ではないことを明らかにする記載である。

エ 開示の実施の方法について、海総第20号の2の法人文書開示決定通知書においては、存在しない法律に基づく方法が示されているから違法である（独立強制法人等の保有する情報の公開に関する法律という名称の法律は存在しない）。

オ 開示実施手数料について、「申出書」においては1枚20円という記載があるが、現在は国は1枚10円で計算されており、国の二倍の手数料の徴収を求める根拠が明確ではなく、違法である。

カ 写しの送付を希望する場合の郵送料の見込み額について、レターパック1個360円という記載がされているが、そもそも、レターパックの金額は、360円ではなく、360円となるのはレターパックライトであるから事実ではなく、事実と反している。

キ 事務所における開示の実施をすることができる日時、場所についての記載について、場所について、存在しない独立行政法人である「独立行政法人海技教育委機構」の「本部」という記載がある。海技教育委機構はあるが、海技教育委機構という独立行政法人は存在しない。存在しない法人で開示するというのは到底納得できない。

以上、反論する。処分庁の業務は極めて杜撰で、開示請求者を尊重する態度に欠けており、疑問がたえない。

よって、処分を取り消すよう求め、申し立てる。

(2) 意見書

独立行政法人海技教育機構理事長の印影が黒塗りになっているが、公開すべき公印に当たるので、非公開とした処分は違法である。決定書にも公印は押印されており、理由にならない。

出勤停止の発令日付と交付日付を公開しても、特に支障はないから、理由にならない。

運転されて逮捕された日については、特定年月日Aに法人から特定年月日B特定時刻Cに特定地点で酒気帯び運転して逮捕されたものとして報道がある。

運転免許効力停止官庁は、公安委員会などの行政機関であるから、公開すべきである。

海技大学校長等は、氏名が明らかであるから、公開すべきである。

全体的に、一見して顕著な違法な非公開処分が多々見受けられる状況であり、公開すべきものとする。校長先生の名前を隠すなど、全く意味不明である。機構の情報隠し体質が今後も変わらない場合は、抜本的な改善のために行政訴訟の提起も含めて検討せざるを得ない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が、平成27年6月29日付けで行った開示請求に対し、処分庁が行った処分（以下「平成27年度処分」という。）を不服として異議を申し立てたため、処分庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問し、当該諮問に対する答申（平成27年度（独情）答申第81号）に基づいて、処分庁が平成28年5月12日に平成27年度処分を取り消し、改めて一部開示決定した原処分に対して処分の取り消しを求めて提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において、法5条1号及び4号に係る部分を不開示として部分開示したものであり、原処分を維持することが妥当であると判断し、諮問するものである。

3 理由

本件対象文書は、文書1及び文書2については当機構職員が酒気帯び運転のうえ起こした事故に対する懲戒処分に関するものであり、文書3ないし文書10については当該懲戒処分を決定するに当たっての当機構における懲戒委員会という組織内の手続の記録並びに処分を検討するに当たっての参考情報に関するものである。

本件対象文書全体にわたって、個人の氏名、住所等、個人を特定又は特定できる可能性があり、当該個人の権利利益を害するおそれのあるものについて不開示とすることは、法5条1号本文に該当し、不開示としたことは妥当であると考ええる。

また、文書3ないし文書10の懲戒委員会の記録に関する法人文書については、懲戒処分の検討に関わる具体的な情報が記載されており、これを公にすると、当機構の職員、関係者等が当該事案の当事者を探索し、また、他の情報と照合する等により当該事案の当事者が推認されるおそれがあるものと考えられる。その結果、懲戒事案等の当事者であるということに加えて通常他人に知られたくない個人の機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に該当すると判断する。さらに、懲戒事案等の処理に関する具体的な情報を公にすると、今後の懲戒事案に対する懲戒委員会における審議に影響を及ぼし、ひいてはその所掌する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きに該当すると判断する。

よって、これらの情報を不開示としたことは妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年6月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月11日 | 審議 |
| ④ | 同月15日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同年8月1日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年10月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1ないし文書10であり、処分庁は、そのうち別表の「2 本件不開示部分」欄に掲げる不開示部分①ないし不開示部分⑩（以下、併せて「本件不開示部分」という。）を法5条1号及び4号柱書きに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、開示の実施を行った法人文書を見ると、文書1及び文書2の機構理事長印の印影が黒塗りされて隠されているが、当該部分は、法人文書開示決定通知書（原処分）の「2 不開示とした部分とその理由」に記載がなく、原処分において不開示とされた情報に該当しないので、以下の検討対象から除外することとする。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分について

文書1は、機構職員が酒気帯び運転をして事故を起こしたこと（以下「本件非違行為」という。）に関する懲戒処分書であり、被処分者の氏名（不開示部分①）、職名及び職務の級（不開示部分②）、処分発令日及び交付日（不開示部分③）が不開示とされている。

文書2は、上記懲戒処分について被処分者に交付した処分通知書であり、被処分者の氏名（不開示部分①）、職名及び職務の級（不開示部分②）、処分発令日、効力発生日及び交付日（不開示部分③）、起訴日（不開示部分④）、本件非違行為の日時及び場所（不開示部分⑤）が不開示とされている。

文書3は、懲戒委員会が調査審議結果を機構理事長に報告した報告書であり、被処分者の氏名（不開示部分①）、職名（不開示部分②）、本件非違行為の日時及び場所（不開示部分⑤）、作成日（不開示部分⑥）、懲戒委員会委員長の氏名及び印影（不開示部分⑦）、被処分者の処分検討に当たり考慮した事情（不開示部分⑧）、処分の理由（不開示部分⑨）、監督者の氏名（不開示部分⑩）、監督者の処分検討に当たり考慮した事

情（不開示部分⑪）が不開示とされている。

文書４は、懲戒委員会の議事録であり、作成日（不開示部分⑥）、懲戒委員会委員長の氏名及び印影（不開示部分⑦）、開催日時（不開示部分⑫）、懲戒委員会委員及び幹事の氏名及び職名（不開示部分⑬）、議事概要（不開示部分⑭）が不開示とされている。

文書５は、被処分者に対する審問調書であり、被処分者の氏名及び印影（不開示部分①）、職名（不開示部分②）、本件非違行為の日時及び場所等（不開示部分⑤）、懲戒委員会委員長の氏名（不開示部分⑦）、懲戒委員会委員及び幹事の氏名（不開示部分⑬）、被処分者の住所、年齢等（不開示部分⑮）、実施日時（不開示部分⑯）、審問の内容（不開示部分⑰）、被処分者が審問調書の記載を確認した日（不開示部分⑱）が不開示とされている。

文書６は、海技大学校長が作成した被処分者に関する事実内容調査書であり、同校長の氏名及び印影（不開示部分⑲）、事案の概要、参考事項（平素の勤務状況）及び所属長の意見（不開示部分⑳）が不開示とされている。

文書７は、被処分者の履歴書（人事記録）であり、被処分者の氏名（不開示部分①）、本籍、生年月日等（不開示部分⑮）、学歴、資格及び勤務記録等（不開示部分㉑）が不開示とされている。

文書８は、被処分者が海技大学校長に提出した始末書であり、被処分者の氏名及び印影（不開示部分①）、職名（不開示部分②）、海技大学校長の氏名（不開示部分⑲）、作成日（不開示部分㉒）、記載内容（不開示部分㉓）が不開示とされている。

文書９は、被処分者に対する聴取書であり、実施日時（不開示部分⑯）、海技大学校長の氏名（不開示部分⑲）、管理部長、庶務課長及び航海科長の各氏名（不開示部分㉔）、質問事項及び回答内容（不開示部分㉕）が不開示とされている。

文書１０は、被処分者に対する運転免許停止処分書であり、被処分者の氏名（不開示部分①）、住所、生年月日等（不開示部分⑮）、運転免許証番号、交付日、公安委員会名、有効期間（不開示部分㉖）、違反年月日（不開示部分㉗）、運転免許効力停止期間及び処分日（不開示部分㉘）、警察本部長名及び印影、処分書の至達等欄の所属名及び至達者の印影（不開示部分㉙）が不開示とされている。

（２）不開示情報該当性について

ア 不開示部分①ないし⑤、⑮、㉑ないし㉓、㉖ないし㉙については、各文書に被処分者の氏名が記載されているから、被処分者に係る法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を

識別することができるものに該当すると認められる。

本件懲戒処分について、機構では、処分の内容、処分年月日、懲戒処分の対象となった本件非違行為の日時、場所（都道府県名と道路の種類）及び概要を公表しているが、氏名等被処分者を特定できる事項や本件非違行為の詳細は公表しておらず、公表の予定もないとのことである。

そうすると、不開示部分①、②、④、⑤のうち市町村名及び道路の路線番号、⑮、⑳ないし㉓、㉖ないし㉙については、法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、不開示部分①、②及び⑮は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はなく、その余の部分は、これらを公にすると知人、同僚等であれば個人を特定することが可能であり、その場合、懲戒処分を受けたことを知られる結果となることから、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められず、同項による部分開示をすることはできない。

したがって、不開示部分①、②、④、⑤のうち市町村名及び道路の路線番号、⑮、⑳ないし㉓、㉖ないし㉙については、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

他方、処分年月日と同一の情報である不開示部分③及び不開示部分⑤のうち市町村名及び道路の路線番号を除く部分は、法5条1号ただし書イに該当するので、開示すべきである。

イ 不開示部分㉕については、文書9に被処分者の氏名の記載はないものの、これを公にすると知人、同僚等であれば事情聴取を受けた個人（被処分者）を特定することが可能であり、その場合、懲戒処分を受けたことを知られる結果となって個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当すると認められる。また、不開示部分㉕が同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

したがって、不開示部分㉕は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 不開示部分⑦、⑩、⑬、⑰及び㉔は、いずれも機構職員等の氏名等であるから、それぞれ法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、機構における氏名等の公

表慣行等について確認させたところ、諮問庁は、不開示部分⑬のうち幹事については、懲戒委員会運営要領により総務課長を充てることとされ、総務課長の氏名は公表されている、また、不開示部分⑲のうち氏名及び⑳⑳の各氏名についても公表されている旨説明する。

そうすると、不開示部分⑬のうち幹事の氏名及び職名、不開示部分⑲のうち氏名及び⑳⑳については、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

他方、不開示部分⑦、⑩、⑬のうち委員の氏名及び職名、⑲のうち印影は、法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、不開示部分⑦、⑩、⑬のうち委員の氏名及び職名は、個人を識別することができることとなる記述等の部分であり、不開示部分⑲のうち印影は、上記のとおり、氏名を開示すべきであるから、いずれも法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、不開示部分⑦、⑩、⑬のうち委員の氏名及び職名、⑲のうち印影は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 不開示部分⑥、⑧、⑨、⑪、⑫、⑭、⑯ないし⑱及び㉑には、懲戒委員会の手続、調査審議内容等を具体的に示す情報が記載されている。これらを公にすると、懲戒委員会における調査審議の手法、処分方針が明らかになることから、今後の懲戒事案に対する懲戒委員会における審議に影響を及ぼし、ひいてはその所掌する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分⑥、⑧、⑨、⑪、⑫、⑭、⑯ないし⑱及び㉑は、法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び4号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表の「3 開示すべき部分」に掲げる部分以外の部分は同条1号及び4号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の「3 開示すべき部分」に掲げる部分は同条1号に該当しないと認められるので、開示すべきと判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

本件対象文書

- 文書 1 懲戒処分書
- 文書 2 処分説明書
- 文書 3 懲戒委員会報告
- 文書 4 懲戒委員会議事録
- 文書 5 審問調書
- 文書 6 事実内容調査書
- 文書 7 履歴書（人事記録）
- 文書 8 始末書
- 文書 9 聴取書
- 文書 10 その他参考となる証拠書類（運転免許停止処分書）

別表（本件不開示部分と開示すべき部分）

1 文書名	2 本件不開示部分		3 開示すべき部分
文書 1	被処分者の氏名	①	なし
	職名及び職務の級	②	なし
	処分発令日及び交付日	③	全部
文書 2	被処分者の氏名	①	なし
	職名及び職務の級	②	なし
	処分発令日，効力発生日及び交付日	③	全部
	起訴日	④	なし
	本件非違行為の日時及び場所	⑤	市町村名及び道路の路線番号を除く部分
文書 3	被処分者の氏名	①	なし
	職名	②	なし
	本件非違行為の日時及び場所	⑤	市町村名及び道路の路線番号を除く部分
	作成日	⑥	なし
	懲戒委員会委員長の氏名及び印影	⑦	なし
	被処分者の処分検討に当たり考慮した事情	⑧	なし
	処分の理由	⑨	なし
	監督者の氏名	⑩	なし
	監督者の処分検討に当たり考慮した事情	⑪	なし
文書 4	作成日	⑥	なし
	懲戒委員会委員長の氏名及び印影	⑦	なし
	開催日時	⑫	なし
	懲戒委員会委員及び幹事の氏名及び職名	⑬	幹事の氏名及び職名
	議事概要	⑭	なし
文書 5	被処分者の氏名及び印影	①	なし
	職名	②	なし
	本件非違行為の日時及び場所等	⑤	市町村名を除く部分
	懲戒委員会委員長の氏名	⑦	なし
	懲戒委員会委員及び幹事の氏名	⑬	幹事の氏名

	被処分者の住所，年齢等	⑮	なし
	実施日時	⑯	なし
	審問の内容	⑰	なし
	被処分者が審問調書の記載を確認した日	⑱	なし
文書 6	海技大学校長の氏名及び印影	⑲	氏名
	事案の概要，参考事項（平素の勤務状況）及び所属長の意見	⑳	なし
文書 7	被処分者の氏名	①	なし
	被処分者の本籍，生年月日等	⑮	なし
	学歴，資格及び勤務記録等	㉑	なし
文書 8	被処分者の氏名及び印影	①	なし
	職名	②	なし
	海技大学校長の氏名	⑲	全部
	作成日	㉒	なし
	記載内容	㉓	なし
文書 9	実施日時	⑯	なし
	海技大学校長の氏名	⑲	全部
	管理部長，庶務課長及び航海科長の各氏名	㉔	全部
	質問事項及び回答内容	㉕	なし
文書 10	被処分者の氏名	①	なし
	被処分者の住所，生年月日等	⑮	なし
	運転免許証番号，交付日，公安委員会名，有効期間	㉖	なし
	違反年月日	㉗	なし
	運転免許効力停止期間及び処分日	㉘	なし
	警察本部長名及び印影，処分書の至達等欄の所属名及び至達者の印影	㉙	なし